

## 新規就農者育成総合対策 〔資金面の支援〕

●意欲ある新規就農者が定着し、経営発展していくために、研修期間中の研修生への資金（就農準備資金）と、新たに経営を開始する者への資金（経営開始資金）を交付します。

### 交付対象者

- （１）就農準備資金：研修後に、49歳以下で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する研修期間中の研修生
- （２）経営開始資金：経営開始時に49歳以下の認定新規就農者

### 交付額と交付期間

- （１）就農準備資金：年150万円、最長2年間（県等が交付）
- （２）経営開始資金：年150万円、最長3年間（市町が交付）

### その他

- ・前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円未満であること。
- ・農業次世代人材投資事業の交付対象者は、対象外です。
- ・「経営開始資金」の交付対象者は、「経営発展支援事業」の補助対象事業費上限が500万円になります。

### お問い合わせ先

- ・各農業改良普及センター
- ・市町農業担当課